

# 石巻市からの お知らせ

令和6年度から

## 森林環境税 (国税)



を「市民税・県民税」とあわせて徴収することになりました。

### 森林環境税とは・・・

日本の森林面積は国土の約7割を占め、森林は温室効果ガスの削減や土砂災害防止、水の浄化など、さまざまな場面で私たちの暮らしを支えています。管理が行き届かず荒廃が進行した森林の増加や、担い手不足などが大きな課題となっています。

このような現状のもと、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に「森林環境譲与税」及び「森林環境税」が創設されました。

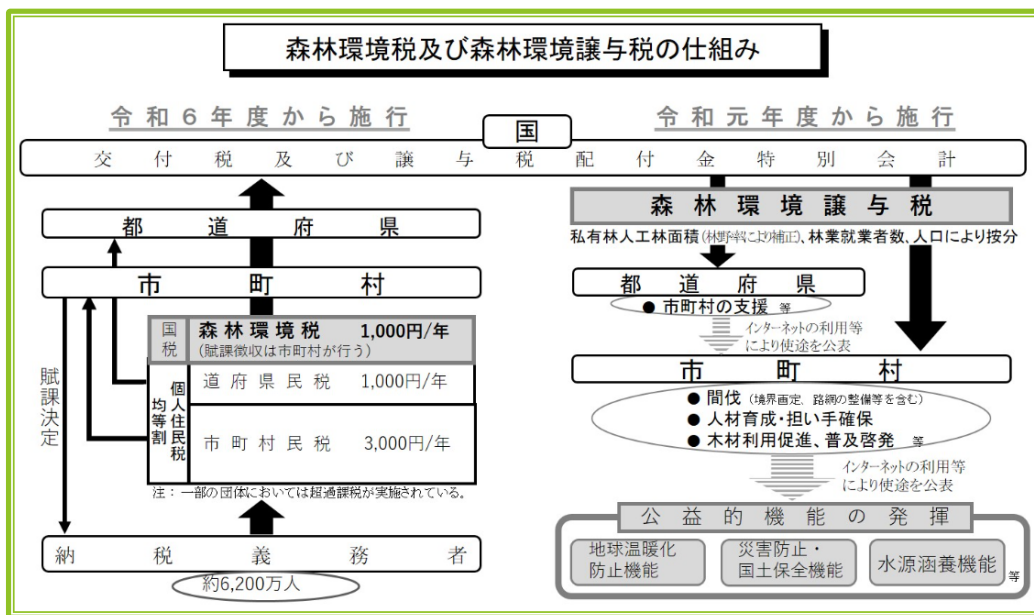
#### 【森林環境譲与税】

令和元年度から都道府県及び市町村に譲与されています。

#### 【森林環境税】

令和6年度から個人住民税(市民税・県民税)とあわせて市町村が賦課・徴収し、都道府県を通じて国に払込を行います。

税率：国民1人あたり1,000円/年(一定以上の所得がある方)



### 石巻市ではどのように使われているの・・・

令和4年度実績では68,626,000円の森林環境譲与税が石巻市に譲与されています。(使い道の内訳は以下のとおりです)

森林所有者意向調査費3,611千円、山林集積計画費20,433千円

森林間伐費18,856千円、林道等修繕費10,678千円、

システム経費1,432千円、基金積立11,614千円、

荒廃私有林危険木伐倒費2,002千円

裏面も  
あります



※制度の詳細は  
林野庁ホーム  
ページ(上記  
QRコード)を  
参照ください。

## 非課税限度額について・・・

森林環境税は、市民税・県民税と同様に合計所得金額による非課税の基準がありますが、その基準には「差」があります。

それぞれの基準（合計所得金額）は下記のとおりです。

### ◆森林環境税（非課税限度額）

単位：円

該当者	本人のみ	本人 +扶養1人	本人 +扶養2人	本人 +扶養3人
一般	380,000	828,000	1,108,000	1,388,000
障害者 未成年 寡婦 ひとり親	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,388,000

※28万円×（本人+扶養人数）+10万円+16.8万円  
（16.8万円の加算は扶養有りのみ）

### ◆市民税・県民税（均等割の非課税限度額）

単位：円

該当者	本人のみ	本人 +扶養1人	本人 +扶養2人	本人 +扶養3人
一般	450,000	1,010,000	1,360,000	1,710,000
障害者 未成年 寡婦 ひとり親	1,350,000	1,350,000	1,360,000	1,710,000

※35万円×（本人+扶養人数）+10万円+21万円  
（21万円の加算は扶養有りのみ）

上記のとおり基準に「差」がありますので、

「市民税・県民税は**非課税**」であっても

「森林環境税は**課税**」となる場合がありますので、

ご注意ください。

【お問い合わせ】



石巻市 総務部 市民税課 個人市民税係  
Tel : 0225-95-1111 内線3093~3098